

佐賀市「人権だより」

No.6

令和5年12月発行
佐賀市人権・同和政策課
Tel 40-7367 Fax 40-7327
E-mail jinken@city.saga.lg.jp

佐賀市では、全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会」の実現をめざしています。人権だよりを通して人権問題に関心を持ち、理解を深めていただければ幸いです。ぜひご覧ください。

「平和の礎（いしずえ）」

毎年、12月10日は人権デーです。世界人権宣言が1948年に国連総会で採択された日です。また、4日から10日までの1週間が人権週間と決められています。この人権宣言の起草者の1人、エレノア・ルーズベルトは、著書『問題を抱えた世界』（原著「This Troubled World」）の中で、次のように述べています。

「この世界で平和を実現するには、まず個人と個人との人間の理解を築かなければなりません。それが萌芽ほうがとなって、集団と集団とのより良い相互理解も生まれるのです。」と。

長引くロシアのウクライナ侵攻のニュースを見聞するたびに思い出すのがこの言葉です。

両国の首脳が、対面でじっくりと話し合い、ニッコリ笑って握手するシーンが一日も早く訪れるのを待ち望む毎日です。

この侵攻のニュースによって、日本国内で暮らすロシア人に対して、中傷や嫌がらせを行う憎悪犯罪（ヘイトクライム）が起きています。ネット上でも「日本からロシア人を追い出せ」などの書き込みが絶えません。

ウクライナ侵攻への批判が、まったく関係のない個人への攻撃にすり替わっています。

第41回全国中学生人権作文コンテストで法務大臣政務官賞を受賞した生徒の作文では、ウクライナ人である彼女の母親が、普段は親しいロシア人の友だちに対して互いに複雑な思いを抱いていると表現しています。お互いにつらいですね。

平和の礎いしずえは、人間と人間の信頼にこそあるのに。

（佐賀市社会人権・同和教育指導員）



○世界人権宣言について

世界人権宣言とは1948年12月、第3回国連総会において採択された宣言です。

これは世界で初めて、国際的に人権の保障がうたわれたもので、この採択を契機に国連はさまざまな人権擁護の取り組みを行い、国際社会全体で人権に取り組もうとする機運が高まりました。世界人権宣言の趣旨は世界各国の憲法や法律に取り入れられ、さまざまな国際会議の決議にも用いられています。



世界人権宣言の内容

自由権（第1条～20条） 誰もが自由であり、法の下において平等であることが定められています。

参政権（第21条） 国民主権の実現、選挙への権利の保障などについて定められています。

社会権（第22条～27条） 国家や地方公共団体の関与により保障される権利が定められています。

その他（第28条～30条） 社会に対する義務、権利の制限などが述べられています。

